

仕様書

この仕様書は、広島市動物愛護センターの適正な管理運営を行うため、広島市（以下「発注者」という。）と受託事業者（以下「受注者」という。）が締結する動物飼養管理業務について定めるものとする。

1 名称

令和7年度 動物飼養管理業務

2 業務履行場所及び施設概要

(1) 業務履行場所

広島市中区富士見町1-1番27号 広島市動物愛護センター

(2) 施設概要

別図「動物愛護センター平面図」のとおり

3 業務履行期間

(1) 業務履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(2) 従事時間

ア 平日（「広島市の休日を定める条例」（平成3年広島市条例第49号）に規定する以外の日）
8時～17時

イ 休日（「広島市の休日を定める条例」（平成3年広島市条例第49号）に規定する日）
9時～15時

ウ その他

年間4回開催予定の譲渡会開催日は、8時～16時

4 業務内容等

(1) 業務内容

業務内容は、別紙1「収容動物の管理業務（概要）」及び別紙2「収容動物専用場所の清掃及び消毒等業務」のとおりとする。

(2) 様式

業務で使用する様式は、別添の様式第1号～様式第7号とする。なお、様式第1号～様式第7号は、発注者及び受注者が双方協議の上、変更できる。

5 業務従事者の要件

従事者は、以下の条件を満たす者とする。

(1) 動物愛護の理念を尊重し、動物の適正な飼養及び管理に精通している者

(2) 動物の行動・習性に関する知識を備え、収容された動物を安全に取り扱うことができる者

(3) 乳飲み等の幼若動物や、負傷している動物にも対応可能であり、動物の感染症の予防に配慮した管理ができる者

6 提出物等

(1) 履歴書

受注者は、契約締結後、配置される従事者の氏名、年齢、住所、電話番号、資格、経験、顔写真等が記載された履歴書の写しを発注者へ提出すること。

なお、従事者の変更が生じた時は、速やかに、変更後の従事者の履歴書の写しを発注者へ提出すること。

(2) 委託業務実施計画書及び委託業務実施報告書

ア 委託業務実施計画書

広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、別添の「月間計画書（様式第1号）」とし、前月の25日までに提出し、発注者の承認を受けなければならない。

イ 委託業務実施報告書

広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、別添の「業務日報（様式第2号）」、「個体管理表（様式第3号）」及び「月間報告書（様式第4号）」とする。

(ア) 「業務日報（様式第2号）」及び「個体管理表（日次報告用）（様式第3号）」

受注者は、業務実施日の翌日午前（翌日が休日の場合は、次の平日とする。）中に、発注者に提出すること。

(イ) 「月間報告書（様式第4号）」

受注者は、翌月の10日（ただし3月分については3月31日）までに提出し、発注者の確認を受けなければならない。

ウ 死亡報告書（様式第5号）

受注者は、飼養管理中に収容動物が死亡した場合は、速やかに、別添の「死亡報告書（様式第5号）」を発注者に提出しなければならない。

(3) その他

受注者は、毎日の業務開始時に、前日に作成した「個体管理表（日次報告用）（様式第3号）」と収容動物の頭数を照合すること。照合の結果、差異がある場合は、速やかに発注者に報告すること。

7 費用負担の区分

業務履行に係る負担は原則として受注者の負担とする。ただし、次に掲げるものは発注者の負担とする。

保護動物の飼養管理に必要な餌	ミルク	ペットシート
猫砂	ゴム手袋	トイレトペーパー
ガムテープ	消毒用薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ビルコン）	
電気料金	水道料金	ガス料金

なお、上記の物品等の使用に当たっては、業務に支障をきたさないよう留意するとともに、必要性及び効果を見極めながら経費節減に努めること。なお、在庫が少ないことに気が付いた場合は、速やかに発注者に伝えること。

8 従事者控室

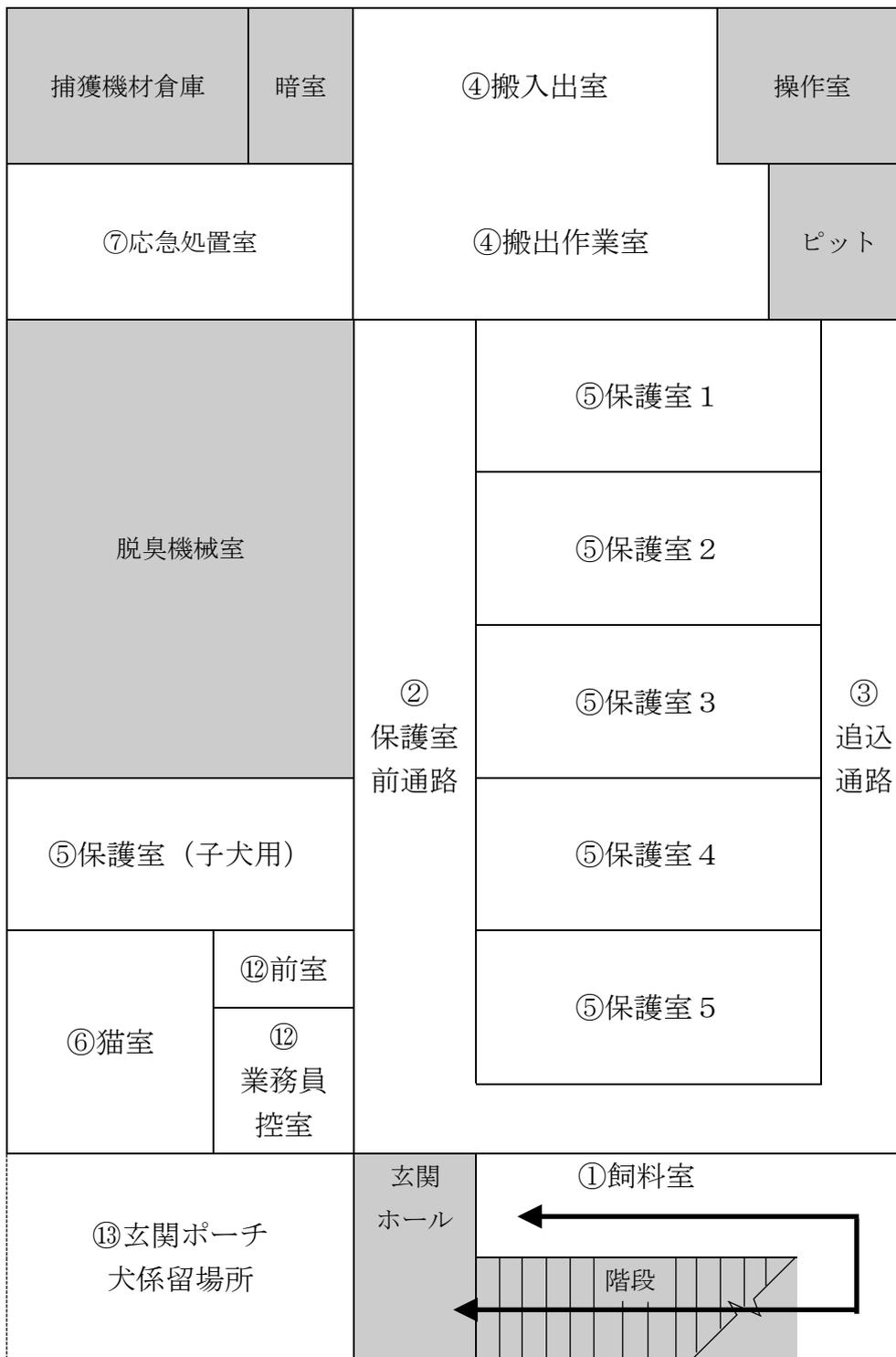
従事者の控室は、動物愛護センター1階の従業員控室とする。

9 その他

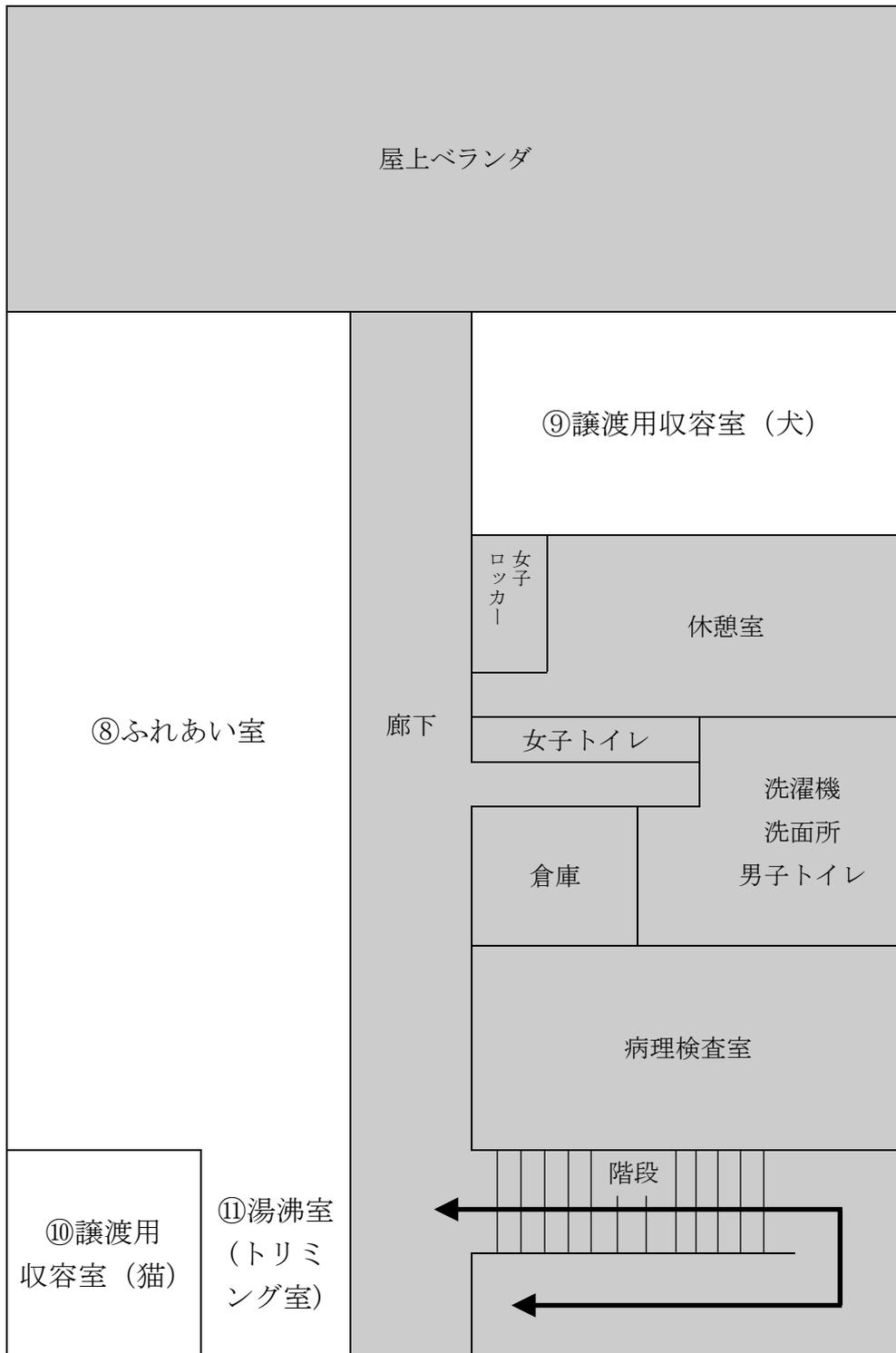
- (1) 従事者は、業務履行時間中は休憩時間を除き、収容棟に常駐していること。
- (2) 受注者は、常に発注者の指示に従い、来所者には適切な接遇を心がけること。
- (3) 収容動物には、人慣れしていない動物や気性の荒い動物もいることなどから、飼養管理するに当たり、動物に不安や恐怖心を与えないよう適正な取扱いを行うこと。なお、従事者が動物に咬まれる等、収容動物に起因する事故が発生した場合は受注者の責任とする。
- (4) 業務の履行に当たり、受注者の不注意等により生じた故障、破損、事故、紛失等は、全て受注者が責任を持って措置し、原状回復すること。
- (5) この仕様書に定めていない事項については、発注者及び受注者が双方協議のうえ、これを決定するものとする。なお、協議終了後、受注者は、作成した協議録を発注者に提出し、発注者は協議内容を承認した後、これを2部作成し、発注者及び受注者が双方で保管すること。

動物愛護センター平面図
 (白色部分が専用区域)

1 階



2階平面図



収容動物の管理業務（概要）

1 収容動物の飼養管理業務

(1) 給餌及び給水

ア 給餌

幼若動物以外は、朝夕の各1回、合計2回実施すること。幼若動物は、朝昼夕の各1回、合計3回実施すること。

なお、動物の大きさ、動物の健康状態、幼若動物、高齢動物又は負傷動物等に応じて、その内容が変更される場合があるので、動物収容時に発注者が作成する「個体管理表」（様式第7号）に基づき、給餌内容、量及び回数を適正に実施すること。

イ 給水

常時、収容動物が飲水できるよう給水すること。

(2) 薬剤の投与補助

発注者が作成する「動物用医薬品指示書」及び「おくすり管理表」（様式第6号）に基づき、経口薬を餌に混ぜること。

(3) 食器等の扱い

ア 使用後の食器

①中性洗剤を使用し洗浄し、よく汚れを除去する。

②洗浄後、消毒槽に10分程度浸す。

③消毒後、よく水洗し、乾燥させる。

イ 吸水器等

収容動物が口にする給餌や給水等を行うための器に、異物（砂や毛など）が発見された場合は、速やかに清掃すること。

(4) 健康観察等

ア 収容動物に異常を発見した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、「個体管理表」（様式第7号）に内容を記載すること。

イ 幼若動物の食事後の体の汚れや収容動物の伸びた爪等、健康に害を及ぼすような状態が発見された場合、発注者と協議し、これに対応すること。

2 収容動物専用場所の清掃及び消毒等業務、その他の清掃

(1) 収容動物専用場所の清掃及び消毒等業務

別紙2のとおりとする。

(2) その他清掃

毛布、敷物及びタオル等について汚れを発見した場合、平日は、速やかに発注者に報告するとともに、洗濯等の補助を行うこと。休日に発見した場合は、洗濯等を行い清潔に保つこと。

3 収容猫の搬出入業務

発注者の指示に従い、発注者が行う収容・引取り等により収容する猫を所定のケージに移す業務を補助すること。

4 鼠属昆虫の発生防止

収容棟施設全体について、鼠属昆虫の発生を防止するため、エサの管理、汚物等の処理を適正に行うこと。開封後の餌は放置せず、蓋付きの容器に保管すること。なお、鼠属昆虫が発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。

5 収容棟における機械類の始業及び終業点検業務

(1) 空調、暖房器具等

収容室の適温状態を確保すること。

(2) 照明

こまめに消灯し、節電に努めること。

収容動物専用場所の清掃及び消毒等業務（1階）

場所	清掃方法		回数		床面積	
			平日	休日		
一階	① 飼料室	(床清掃)	床を掃き（除塵）、整理整頓を行う。	1回/日		16.8 m ²
	② 保護室前通路	(壁床洗浄)	壁及び床を水で洗浄し、排水溝を清掃する。	【⑤を使用している場合】 1回/日 【未使用時】 毎金曜日に1回（金曜日が祝日の場合はその前日）	【⑤を使用している場合】 1回/日 【未使用時】 行わない	32.5 m ²
	③ 追込通路	(壁床洗浄)	壁及び床を水で洗浄する。			17.9 m ²
	④ 搬入出室 搬出作業室	(壁床洗浄)	壁及び床を水で洗浄し、排水溝を清掃する。	1回/日		25.1 m ²
	⑤ 保護室1～5 保護室（子犬用） （犬（柵・ケージ））	(糞尿清掃)	糞を取り除く。	【使用している場合】 午前及び午後に各1回 【未使用時】 毎金曜日に1回（金曜日が祝日の場合はその前日）	【使用している場合】 午前及び午後に各1回 【未使用時】 行わない	84.9 m ²
		(床洗浄)	床をデッキブラシを用いて水で洗浄し、ホースを用いて湯で洗浄する。			
	⑥ 猫室 （猫（ケージ））	(糞尿清掃)	糞を取り除く。	【使用している場合】 1回/日 【未使用時】 毎金曜日に1回（金曜日が祝日の場合はその前日）		16.1 m ²
(床洗浄)		床をデッキブラシを用いて水で洗浄し、ホースを用いて湯で洗浄する。				
(消毒)		猫を出した後の使用済ケージを、ブラシで汚れを洗浄し、準備した次亜塩素酸層（※1）にケージ全体を浸漬して消毒する。				
⑦ 応急処置室	(糞尿清掃)	糞を取り除く。	【使用している場合】 1回/日 【未使用時】 行わない		16.5 m ²	
	(床洗浄)	床をデッキブラシを用いて水で洗浄し、ホースを用いて湯で洗浄する。				

(※1) 次亜塩素酸槽：使用濃度1000ppm
 次亜塩素酸原液12%の場合は120倍（原液25mL＋水3L）
 次亜塩素酸原液6%の場合は60倍（原液50mL＋水3L）

月間計画書 (令和 年 月)

業務	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	曜日																																
收容動物の飼養管理業務	收容頭数(犬)	開始時																															
		終了時																															
	收容頭数(猫)	開始時																															
		終了時																															
	給餌(午前)																																
	給餌(午後)																																
	給水																																
食器洗淨																																	
薬剤の投与補助																																	
收容動物専用場所の清掃及び消毒等業務	① 飼料室																																
	② 保護室前通路																																
	③ 追込通路																																
	④ 搬入入室 搬出作業室																																
	⑤ 保護室1~5 保護室(子犬用)																																
	⑥ 猫室																																
	⑦ 応急処置室																																
	⑧ ふれあい室																																
	⑨ 譲渡用收容室(犬)																																
	⑩ 譲渡用收容室(猫)																																
	⑪ 湯沸室(トリミング室)																																
	⑫ 業務員控室 前室																																
	⑬ 玄関ポーチ 犬係留所																																

記載内容は右のとおり 收容頭数:業務開始・終了時 1日1回実施:○ 1日2階実施:◎ 指示による場合:指

個体管理表 (日次報告用) (令和 年 月 日)

報告者 _____

確認

No	保護No	名前	年齢	異常の有無	保管場所	(内容)
1	-			有・無		
2	-			有・無		
3	-			有・無		
4	-			有・無		
5	-			有・無		
6	-			有・無		
7	-			有・無		
8	-			有・無		
9	-			有・無		
10	-			有・無		
11	-			有・無		
12	-			有・無		
13	-			有・無		
14	-			有・無		
15	-			有・無		
16	-			有・無		
17	-			有・無		
18	-			有・無		
19	-			有・無		
20	-			有・無		
21	-			有・無		
22	-			有・無		
23	-			有・無		
24	-			有・無		
25	-			有・無		
26	-			有・無		
27	-			有・無		
28	-			有・無		
29	-			有・無		
30	-			有・無		

月間報告書 (令和 年 月)

業務	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	曜日																																
收容動物の飼養管理業務	收容頭数(犬)	開始時																															
		終了時																															
	收容頭数(猫)	開始時																															
		終了時																															
	給餌(午前)																																
	給餌(午後)																																
給水																																	
食器洗淨																																	
薬剤の投与補助																																	
收容動物専用場所の清掃及び消毒等業務	① 飼料室																																
	② 保護室前通路																																
	③ 追込通路																																
	④ 搬入入室 搬出作業室																																
	⑤ 保護室1~5 保護室(子犬用)																																
	⑥ 猫室																																
	⑦ 応急処置室																																
	⑧ ふれあい室																																
	⑨ 譲渡用收容室(犬)																																
	⑩ 譲渡用收容室(猫)																																
	⑪ 湯沸室(トリミング室)																																
	⑫ 業務員控室 前室																																
	⑬ 玄関ポーチ 犬係留所																																

記載内容は右のとおり 收容頭数:業務開始・終了時 1日1回実施:○ 1日2階実施:◎ 指示による場合:指

死亡報告書 (令和 年 月 日)

報告者

確認

No	保護No	死亡年月日	収容場所	犬猫	ケージ番号	毛色	幼成	推定年齢	区分	備考
1	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
2	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
3	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
4	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
5	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
6	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
7	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
8	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
9	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
10	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
11	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
12	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
13	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
14	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
15	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
16	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
17	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
18	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
19	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
20	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
21	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
22	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
23	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
24	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
25	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
26	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
27	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
28	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
29	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	
30	-	月 日	1階・2階	犬・猫			幼・成		健・負傷	

おくすり管理表（名前： _____ ）

症状・病名 _____

月			火			水			木			金			土			日		

くすりの名前： _____（内・外・ _____） 用量： _____ 1日 _____回を _____日間
 くすりの名前： _____（内・外・ _____） 用量： _____ 1日 _____回を _____日間
 くすりの名前： _____（内・外・ _____） 用量： _____ 1日 _____回を _____日間
 くすりの名前： _____（内・外・ _____） 用量： _____ 1日 _____回を _____日間

おくすり管理表（名前： _____ ）

症状・病名 _____

月			火			水			木			金			土			日		

くすりの名前： _____（内・外・ _____） 用量： _____ 1日 _____回を _____日間
 くすりの名前： _____（内・外・ _____） 用量： _____ 1日 _____回を _____日間
 くすりの名前： _____（内・外・ _____） 用量： _____ 1日 _____回を _____日間
 くすりの名前： _____（内・外・ _____） 用量： _____ 1日 _____回を _____日間

○広島市の休日を定める条例

平成3年9月26日
条例第49号

(市の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
 - (4) 8月6日(平和記念日)
- 2 前項の規定は、市の休日に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。
(平4条例58・一部改正)

(期限の特例)

第2条 市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間(時をもって定める期間を除く。)をもって定めるものが市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成3年12月1日から施行する。

附 則(平成4年12月19日条例第58号 抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年3月30日広島市条例第62号)の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
(職員の退職手当に関する条例の一部改正)
- 3 職員の退職手当に関する条例(昭和28年広島市条例第62号)の一部を次のように改正する。
[次のよう略]